

# QCサークル関東支部山梨地区会計処理規定

## 1. 総則

この規定は、QCサークル関東支部山梨地区の会計処理に関するもので、以下の規定（①②③）に基づく。

- ① QCサークル本部「会計処理規定」
- ② 地区主催QCサークル大会（一般行事）「会計処理規定」
- ③ QCサークル関東支部山梨地区「経費マニュアル」

## 2. 目的

会計処理の目的は、QCサークル関東支部山梨地区の主催する役員・幹事を対象とする行事および一般を対象とする行事などに係る費用収支の明確化を図ることを目的とし、関東支部山梨地区の活動全てについて適用する。

## 3. 財政管理

地区運営に関する財政管理は、幹事長が統括し、総会に報告して承認を受ける。  
なお、収支証拠帳票伝票類は、税法上5年間事務局が保管する。

## 4. 資金の運用

- (1) 地区運営の資金は、前年度からの繰越金、および当該年度の会費、行事参加費等をもって充てる。
- (2) 地区運営資金の支出については、地区活動の発展と永続化に寄与できると判断されるものとする。

## 5. 会計監査

- (1) 毎会計年度末（会計期間終了3週間以内）に決算書を作成し、繰越金とともに監査を受けた後次年度地区幹事長に引渡をする。

## 6. 監査の要点

- (1) 預金通帳・預金証書及び現金の残高と決算書、次年度繰越金内訳との照合をする。
- (2) 現金残高と現金出納簿の残高との照合をする。
- (3) 決算書次年度繰越金内訳の当該年度と振込領収書との照合をする。
- (4) 発行した領収書の控えの連番を確認する。
- (5) 受領した領収書の整理の確認をする。

## 7. 事務局業務

関東支部事務局マニュアルによる。

## 8. 会計処理

### (1) 銀行口座の設置

次年度地区長会社（以下、副地区長会社という）は、地区長会社就任に先立ち、次年度行事準備のために前渡しする運営費を振り込む銀行口座を開設する。

- ① 振込銀行 : ○○銀行○○支店 普通預金口座・ ××××××××××
- ② 名 義 : QCサークル山梨地区事務局 氏名 ○○○○

### (2) 予算

- ① 次年度活動計画を勘案して副地区長会社が作成し委員長会議で審議し、三企画委員会で決定、総会で承認を得る。
- ② 地区記念行事の為、特別予算計上をすることができる。

### (3) 決算

- ① 決算は、会計期間終了後3週間以内に行う。
- ② 決算期間は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

#### (4) 決算報告

- ① 決算報告書は、原則として行事別収支報告書として毎会計年度にまとめる。  
(一般対象行事・幹事対象行事、その他事務局運営の三区分で作成する。)
- ② 決算報告は、地区会計様式1の書式により定期総会にて当該年度地区幹事長が行う。

#### (5) 出納

- ① 現金出納の発生の都度、現金出納簿を記帳し現金の出納状況が日々わかるよう管理する。

〈 記 入 例 〉

年月日	科 目	摘 要	収 入	支 出	残 高
85. 6. 3	大会支出	第〇〇回〇〇氏交通費		×××	×××
6. 5	研修会支出	第〇〇回案内状切手代		×××	×××
6. 7	普通預金	現金引出し	×××		×××
6. 7	大会支出	第〇〇回会場費内金〇〇会		×××	×××
6. 9	大会収入	第〇〇回参加費(〇〇(株))	×××		×××
6. 9	普通預金	預金預入れ		×××	×××

- ② 各種支払いをした場合、必ず領収書を受取り、その保管は日付順に帳簿と関連性をもたせ保管する。

### 9. 現金出納時の処理方法

#### (1) 収入時の処理

- ① 収入項目名は、収入・支出科目表により区分する。(地区会計様式1参照)
- ② 収入は、全て現金出納簿に記入する。
- ③ 定期預金等は期日に書換えを行い、普通預金は決算期日までの通帳記入を行う。

#### (2) 支出時の処理

- ① 支出項目名は、収入・支出科目表により区分する。(地区会計様式1参照)
- ② 現金支出は、全て現金出納簿に記入する。
- ③ 現金の支出に関しては、必ず日付の記入された領収書を受領する。(切手・印紙ももらえるもの)但し、支出はあったが領収書がもらえなかった場合は、市販の出金伝票に支出者が捺印したものを受領し保管する。
- ④ 科目別に区分された支出は、科目別に領収書類をまとめて保管する。

### 10. 繰越金

- (1) 次年度への繰越金は、現金・預金の残高と次年度地区長会社への前渡金を含む。

### 11. 改 廃

この規定の改廃は運営企画委員会が提起し、委員長会議で審議・決定し、三企画委員会で承認を得て、地区役員・幹事・会員宛に改訂版を配付する。

### 12. 付 則

昭和61年	3月	7日制定	(平成15年 1月17日改訂)
昭和62年	3月	6日改定	
昭和63年	3月	4日改定	
平成 元年	3月	3日改定	
平成 2年	3月	2日改定	
平成 3年	3月	1日改定	
平成 6年	3月	8日改定	
平成 7年	3月	3日改定	
平成 8年	3月	1日改訂	
平成13年	1月	26日改訂	